

# 学 則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本校は学校教育法（昭和22年法律第26号）及び、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）の指定基準に基づき、学生に対して、リハビリテーション医療に従事する理学療法士及び作業療法士として必要な知識・技能を教授すると共に、医療従事者としての職業倫理を修得し、社会における医療・保健・福祉の分野に貢献し得る有能な人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 名称は、上尾中央医療専門学校（以下「本校」）とする。

(位置)

第3条 本校は、埼玉県上尾市大字平塚678番地1に位置する。

(自己点検及び評価)

第4条 本校は、目的の達成及び教育水準の向上を図るため、教育活動等の状況について自己点検及び評価を行う。

2 前項に定める点検及び評価を行うにあたっての項目及び体制については別に定める。

(課程・学科、修業年限、定員及び在学年限)

第5条 本校の課程、学科、修業年限、定員等は次のとおりとする。

課程	学科	区分	修業年限	入学定員	総定員
医療専門課程	理学療法学科	昼	3年	40名	120名
	作業療法学科	昼	3年	40名	120名

2 学生は各年次2ヵ年までとし、6年を超えて在学することが出来ない。

## 第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年の学期は次のとおりとする。

前期 4月から 9月まで

後期 10月から 翌年3月まで

(休業日)

第8条 本校の休業日（授業のない日）は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する休日

(3) 開校記念日 6月21日

(4) 夏期休業 8月7日～9月2日

(5) 冬期休業 12月25日～1月7日

(6) 春期休業 3月21日～4月3日

(7) その他学校長が必要と認めた日

2 学校長は、必要により前項の休業日を変更することができる。

- 3 学校長は第1項の規定に関わらず、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、休業日に授業を行うことがある。

### 第3章 入学、休学、復学、退学及び除籍

(入学資格)

第9条 本校の入学資格は、学校教育法第90条第1項の規定に該当する者とする。

(出願手続)

第10条 入学を希望する者は、学校長が定める期日までに、本校所定の入学願書に学校長が別に定める書類及び入学検定料を添えて願い出なければならない。

(選抜)

第11条 入学を希望する者は、選抜を行い、学校長が合格者を決定する。

- 2 入学試験は、一般、推薦、社会人とする。

(転入・編入学)

第12条 学校長は、本校に転入・編入学を希望するものがあるときは、欠員のある場合に限り入学を許可することができる。

(入学手続、入学許可等)

第13条 選抜により合格の通知を受けた者は、学校長が定める期日までに、本校所定の誓約書等必要な書類に入学金及び前期授業料等を添えて、提出しなければならない。

- 2 前項の者の保証人は、生徒の保護者で、かつ、学生に関する一切の責任を負うことができる者でなければならない。
- 3 学校長は、第1項の手続を完了した者に対し、入学を許可する。

(入学の時期)

第14条 本校の入学の時期は学年の始めとする。

(欠席)

第15条 学生が病気その他やむを得ない事由により欠席するときは、本校所定の書類にその事由を明記し、速やかに学校長に届け出なければならない。

(休学)

第16条 学生が病気その他やむを得ない事由により引き続き2ヶ月以上出席することができないときは、本校所定の書類にその事由を明記し、学校長に休学を願い出なければならない。

- 2 休学期間は第5条2項に規定する在学期間に算入しない。
- 3 休学期間中にその事由が消滅した場合は、復学を願い出ることが出来る。
- 4 休学期間は通算して2年を超えることが出来ない。
- 5 休学期間中の授業料、施設整備費、実験実習費は徴収しないが、休学が学期の途中である場合はこの限りではない。

(復学)

第17条 休学中の学生が復学しようとするときは、あらかじめ本校所定の書類にその事由を明記し、学校長の許可を得て復学することができる。

(出席停止)

第18条 学生が感染症にかかり、又はそのおそれがあるとき、その他学校長が必要と認めるときは、その学生に対し出席停止を命ずることがある。

(退学)

第19条 学生が退学しようとするときは、本校所定の書類にその事由を明記し、学校長の許可を受けなければならない。

(本校の命ずる退学、除籍)

第20条 学校長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、退学を命じ除籍することができる。

- (1) 成業の見込みがないと認められる者
  - (2) 第5条に定める在学年限を超えた者
  - (3) 第16条に定める休学期間を超えて、なお復学しない者
  - (4) 授業料等の納入を怠り、催促してもなお納入しない者
- 2 学校長は、前項とは別に、次の各号のいずれかに該当する者を、除籍することができる。
- (1) 行方不明の者
  - (2) 死亡した者

(変更届)

第21条 学生及び保護者の氏名、本籍、住所の変更等身上事項については異動があったときには、本校所定の書類にて速やかに届け出なければならない。

## 第4章 教育課程

(教育課程)

第22条 本校における授業科目及び単位数は学校長が定める教育課程表のとおりとする。

(理学療法学科：別表1、作業療法学科：別表2)

- 2 単位については、専修学校設置基準第16条の規定によるものとし、1単位の時間数を下記のように定める。

基礎分野…講義：1単位15時間 実習：1単位30時間

専門基礎分野、専門分野…講義：1単位30時間 実習：1単位45時間

(既修得単位の認定)

第23条 学校長は、学校教育法に基づく大学、短期大学及び高等専門学校、専修学校(専門課程)で既に履修した科目について、教育上有益と認めるときは、基礎分野に限り、基礎分野の総修得単位数の2分の1を超えない範囲で単位を認定することがある。

(学習評価)

第24条 学習の評価は、科目試験及び追試験、実習施設での評価、出席状況等により行う。

- 2 科目試験の方法には、筆記、口頭、レポート、実技等があり、実施にあたっては数種類の方法を併用することがある。
- 3 学習評価の基準については細則にて別に定める。

(単位認定)

第25条 単位は、各授業科目の学習評価で合格した者に認定する。

## 第5章 進級及び卒業

(進級)

第26条 学校長は、当該学年の課程を履修した者を進級させる。

(卒業)

第27条 学校長は、全課程を修了したと認めた者に卒業を認定する。

(資格の取得及び称号の授与)

第28条 本校の理学療法学科、作業療法学科の卒業を認定された者には、それぞれ理学療法士、作業療法士国家試験の受験資格が与えられる。

2 本校の理学療法学科・作業療法学科の卒業を認定された者には、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

## 第6章 賞罰

(表彰)

第29条 学生が成績優秀にして、他の模範となるときは、表彰することがある。

(懲戒)

第30条 学校長は、本校の規則若しくは学校長の指導に背いた者、又は学生の本分に反する行為があった者を懲戒することができる。

2 懲戒の種類は以下のものとする。

- (1) 訓告
- (2) 停学
- (3) 退学

## 第7章 健康管理

(健康診断)

第31条 健康診断は、毎年1回以上実施する。

## 第8章 組織編制

(教職員)

第32条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 学校長 1名
- (2) 副校長 必要に応じて1名を置くことができる。
- (3) 学科長 理学療法学科・作業療法学科 各1名
- (4) 副学科長 理学療法学科・作業療法学科 各1名
- (5) 専任教員 理学療法学科・作業療法学科 各6名以上  
(学科長、副学科長を含む)
- (6) 兼任教員 15名以上
- (7) 助手 必要に応じて1～2名を置くことができる。
- (8) 事務長 1名
- (9) 事務職員 4名以上（教務事務、司書を含む）
- (10) 学校医 1名

2 学校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

3 学科長及び副学科長は、専任教員と兼務とする。

(組織及び運営)

第33条 学校長は理事長が理事会の承認を得て任命する。

- 2 事務長及びその他の職員は理事長が任命する。
- 3 本校の組織及び運営に関する事項については、学校長が別に定めるところによる。

## 第9章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学検定料等の納入)

第34条 入学を志願する者は入学検定料を納入しなければならない。

- 2 入学を許可された者は入学金及び授業料等を納入しなければならない。
- 3 納入時期は前期分は3月、後期分は9月の指定する期日までとする。  
但し、新入学生前期分、納入期日は学校長が別に定める。

(入学検定料等の額)

第35条 入学検定料、入学金及び授業料等の額は、学校長が別表3のとおり定める。

- 2 授業料等には、授業料、施設整備費、実験実習費が含まれる。

(入学検定料、入学金及び授業料等の還付)

第36条 納入された入学検定料、入学金及び授業料等は、原則的に返還しない。

ただし、入学する年の3月31日までに入学辞退の意思表示をした場合は、入学検定料及び入学金を除き返還する。

(授業料等の特例)

第37条 学校長は、突発的事由により授業料等を納入することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる者、その他やむを得ない事由があると認められる者については、本人の願い出により授業料の納入期限の延期等の特例を定めることができる。

(その他の費用等)

第38条 教科書代、白衣代は授業料とは別に学生が負担する。

- 2 臨床実習に係わる交通費、講義以外にかかる材料費等は、必要に応じて学生が負担するものとする。

## 第10章 補則 (附則)

(雑則)

第39条 本学則施行に関し必要な細則は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。  
第35条の規定に関わらず、平成26年3月31日以前に入学した者については、  
なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。  
第22条の規定に関わらず、平成28年3月31日以前に入学した者については、  
なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

科目区分	授業科目	第一学年			第二学年			第三学年			単位数	時間数	
		単位数		年間 授業時間	単位数		年間 授業時間	単位数		年間 授業時間			
		講義	実習		講義	実習		講義	実習				
基礎分野	統計学							2		30	2	30	
	科学的思考の基盤												
	医学概論	2		30							2	30	
	情報処理技術論	2		30							2	30	
	外国語	2		30							2	30	
	人間と生活(14単位)												
	自然科学概論	2		30							2	30	
公衆衛生学	2		30							2	30		
基礎学習論	2		30							2	30		
	【基礎分野合計】	【12】	【0】	【180】	【0】	【0】	【0】	【2】	【0】	【30】	【14】	【210】	
専門基礎分野	基礎解剖生理学	2		60							2	60	
	解剖学	2		60							2	60	
	運動機能解剖学	2		60							2	60	
	体表解剖学		1	45							1	45	
	解剖見学実習		1	45							1	45	
	植物生理学	1		30							1	30	
	動物生理学	1		30							1	30	
	生理学実習		1	45							1	45	
	運動学	2		60							2	60	
	運動学実習		1	45							1	45	
	人間発達学	1		30							1	30	
		(小計)	(11)	(4)	(510)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(15)	(510)
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進(12単位)												
	病理学	1		30								1	30
	臨床心理学	1		30								1	30
内科学	1		30								1	30	
整形外科学	1		30								1	30	
神経内科学	1		30								1	30	
精神医学	1		30								1	30	
生化学	1		30								1	30	
小児科学				1		30					1	30	
老年医学				1		30					1	30	
一般臨床医学	1		30								1	30	
予防理学療法学				1		30					1	30	
基礎臨床医学				1		30					1	30	
	(小計)	(8)	(0)	(240)	(4)	(0)	(120)	(0)	(0)	(0)	(12)	(360)	
保健医療福祉とリハビリテーションの理念(2単位)													
リハビリテーション概論	1		30								1	30	
保健医療福祉制度概論	1		30								1	30	
	(小計)	(2)	(0)	(60)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(60)	
	【専門基礎分野合計】	【21】	【4】	【810】	【4】	【0】	【120】	【0】	【0】	【0】	【29】	【930】	
専門分野	基礎理学療法学(6単位)												
	理学療法概論	4		120							4	120	
	基礎理学療法論	1		30							1	30	
	理学療法研究法							2		60	2	60	
	理学療法教育論							1		30	1	30	
		(小計)	(5)	(0)	(150)	(0)	(0)	(0)	(3)	(0)	(90)	(8)	(240)
	理学療法評価学(5単位)												
	理学療法評価総論				1		30					1	30
	理学療法評価技術論					2	90					2	90
	理学療法評価思考論				2		60					2	60
		(小計)	(0)	(0)	(0)	(3)	(2)	(180)	(0)	(0)	(0)	(5)	(180)
	理学療法治療学(20単位)												
	理学療法概論実習		1	45								1	45
	クリニカルクラークシップ					2	90					2	90
	運動療法技術論				1	2	120					3	120
	物理療法技術論				1	1	45					1	45
	ADL技術論		1	45								1	45
	義肢装具学				1		30					1	30
骨関節障害理学療法学				2	1	105					3	105	
神経障害理学療法学				2	1	105					3	105	
内部障害理学療法学				2	1	105					3	105	
医療理学療法学							1		30		1	30	
保健・福祉理学療法学							1		30		1	30	
	(小計)	(0)	(2)	(90)	(8)	(8)	(600)	(2)	(0)	(60)	(20)	(750)	
地域理学療法学(4単位)													
生活環境論				1		30					1	30	
ケアクラークシップ		1	45								1	45	
地域理学療法学				2		60					2	60	
	(小計)	(0)	(1)	(45)	(3)	(0)	(90)	(0)	(0)	(0)	(4)	(135)	
臨床実習(18単位)													
臨床理学療法実習Ⅰ					2	90					2	90	
臨床理学療法実習Ⅱ					4	180					4	180	
臨床理学療法実習Ⅲ								8	360		8	360	
臨床理学療法実習Ⅳ								8	360		8	360	
	(小計)	(0)	(0)	(0)	(0)	(6)	(270)	(0)	(16)	(720)	(22)	(990)	
	【専門分野合計】	【5】	【3】	【285】	【14】	【16】	【1,140】	【5】	【16】	【870】	【59】	【2,295】	
必修科目授業時間合計		38	7	1,275	18	16	1,260	7	16	900	102	3,435	
卒業に必要な総授業時間数		38	7	1,275	18	16	1,260	7	16	900	102	3,435	

基礎分野…講義:1単位15時間 実習:1単位30時間 専門基礎分野、専門分野…講義:1単位30時間 実習:1単位45時間  
 ※学校内の授業時間は1限90分で、前後15分は準備等の時間とし、それをもって2時間とする

科目区分	授業科目	第一学年			第二学年			第三学年			単位数	時間数	
		単位数	年間		単位数	年間		単位数	年間				
		講義	実習	授業時間	講義	実習	授業時間	講義	実習	授業時間			
基礎分野	科学的思考の基盤												
	統計学												
	医学概論	2		30				2		30	2	30	
	情報処理技術論	2		30							2	30	
	外国語	2		30							2	30	
	人間と生活(14単位)	2		30							2	30	
	自然科学概論	2		30							2	30	
公衆衛生学	2		30							2	30		
基礎学習論	2		30							2	30		
【基礎分野合計】		【12】	【0】	【180】	【0】	【0】	【0】	【2】	【0】	【30】	【14】	【210】	
専門基礎分野	基礎解剖生理学	2		60							2	60	
	解剖学	2		60							2	60	
	運動機能解剖学	2		60							2	60	
	体表解剖学		1	45							1	45	
	解剖見学実習		1	45							1	45	
	植物生理学	1		30							1	30	
	動物生理学	1		30							1	30	
	生理学実習		1	45							1	45	
	運動学	2		60							2	60	
	運動学実習		1	45							1	45	
	人間発達学	1		30							1	30	
	(小計)	(11)	(4)	(510)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(15)	(510)	
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進(12単位)	病理学	1		30							1	30
		臨床心理学	1		30							1	30
		内科学	1		30							1	30
		整形外科学	1		30							1	30
		神経内科学	1		30							1	30
		精神医学	1		30							1	30
		生化学	1		30							1	30
		小児科学				1		30				1	30
老年医学					1		30				1	30	
一般臨床医学		1		30							1	30	
予防作業療法学					1		30				1	30	
基礎臨床医学					1		30				1	30	
(小計)		(8)	(0)	(240)	(4)	(0)	(120)	(0)	(0)	(0)	(12)	(360)	
保健医療福祉とリハビリテーションの理念(2単位)	リハビリテーション概論	1		30							1	30	
	保健医療福祉制度概論	1		30							1	30	
	(小計)	(2)	(0)	(60)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(60)	
【専門基礎分野合計】		【21】	【4】	【810】	【4】	【0】	【120】	【0】	【0】	【0】	【29】	【930】	
専門分野	基礎作業療法学(6単位)	作業療法学概論	4		120							4	120
		基礎作業療法学	1		30							1	30
		作業療法研究法							2		60	2	60
		作業療法教育論							1		30	1	30
		(小計)	(5)	(0)	(150)	(0)	(0)	(0)	(3)	(0)	(90)	(8)	(240)
	作業療法評価学(5単位)	作業療法評価総論				1		30				1	30
		運動評価技術論					2	90				2	90
		認知評価技術論					1	45				1	45
		精神評価技術論					1	45				1	45
		(小計)	(0)	(0)	(0)	(1)	(4)	(210)	(0)	(0)	(0)	(5)	(210)
	作業療法治療学(20単位)	作業療法概論実習		1	45							1	45
		ADL技術論		1	45							1	45
		運動治療技術論				1	1	75				2	75
		認知治療技術論					1	45				1	45
		作業治療技術論					1	45				1	45
		義肢装具学				1		30				1	30
		運動器障害作業療法学				1	1	75				2	75
		神経障害作業療法学				2	1	105				3	105
内部障害作業療法学					2		60				2	60	
精神障害作業療法学					2		60				2	60	
継時診断的作業療法学							2		60	2	60		
医療保健福祉作業療法学							1	1	75	2	75		
(小計)	(0)	(2)	(90)	(9)	(5)	(495)	(3)	(1)	(135)	(20)	(720)		
地域作業療法学(4単位)	ケアクラークシップ		1	45							1	45	
	生活環境論				1		30				1	30	
	地域作業療法論				2		60				2	60	
	(小計)	(0)	(1)	(45)	(3)	(0)	(90)	(0)	(0)	(0)	(4)	(135)	
臨床実習(18単位)	臨床体験作業療法実習Ⅰ					1	45				1	45	
	臨床体験作業療法実習Ⅱ					1	45				1	45	
	臨床作業療法実習Ⅰ					2	90				2	90	
	臨床作業療法実習Ⅱ					4	180				4	180	
	臨床作業療法実習Ⅲ								8	360	8	360	
	臨床作業療法実習Ⅳ								8	360	8	360	
(小計)	(0)	(0)	(0)	(0)	(8)	(360)	(0)	(16)	(720)	(24)	(1080)		
【専門分野合計】		【5】	【3】	【285】	【13】	【17】	【1,155】	【6】	【17】	【945】	【61】	【2,385】	
必修科目授業時間合計		38	7	1,275	17	17	1,275	8	17	975	104	3,525	
卒業に必要な総授業時間数		38	7	1,275	17	17	1,275	8	17	975	104	3,525	

基礎分野…講義:1単位15時間 実習:1単位30時間

専門基礎分野、専門分野…講義:1単位30時間 実習:1単位45時間

※学校内の授業時間は1限90分で、前後15分は準備等の時間とし、それをもって2時間とする



## 入学検定料

(単位 : 円)

入学検定料	20,000
-------	--------

## 授業料等

(単位 : 円)

理学療法学科 作業療法学科	1年次		2年次以降	
	入学時納入金	後期	前期	後期
入 学 金	450,000			
授 業 料	325,000	325,000	325,000	325,000
施設整備費	120,000	120,000	120,000	120,000
実験実習費	145,000	145,000	145,000	145,000
納 入 合 計	1,040,000	590,000	590,000	590,000
年 間 合 計	1,630,000		1,180,000	

※これに定める授業料以外は徴収しない

※教科書代、白衣代は別途とする